

チケット販売委託契約書

広島県民文化センターふくやま（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）
とは、次のとおりチケット販売契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は甲に対し、広島県民文化センターふくやまホールで開催される催し物のチケット販売業務を委託し、
甲はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲はチケットの販売・代金の回収を行う。

（受入枚数）

第3条 受入枚数は、下記のとおりとする。なお、追加・返還希望の場合は、その都度甲に申し出ることとする。

| 催し物名 | @ 円 | @ 円 | @ 円 | 合計 |
|---------------------|-----|-----|-----|----|
| 年 月 日（ ）開催 催し物名： | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |

※金額には、消費税が含まれています。

（販売期間）

第4条 チケットの販売期間は、 年 月 日から 年 月 日（本番の3日前）までとする。

（販売手数料）

第5条 チケット売上金額の5%を販売手数料として甲に支払うものとする。

（チケット及びチケット代金の精算）

第6条 乙からチケットの返還依頼を受けた場合または販売委託期間を終了した場合は、「チケット販売業務精算書」を発行し、
販売した金額から第5条に定める手数料を差引いた金額を、原則催し物開催当日に現金で支払うものとし、
代表者または精算責任者が精算を行うこととする。また、売れ残ったチケットも同時に返還する。

（事故）

第7条 甲がチケットを保管中に、甲の責めに帰すべき事案により乙に損害を与えた時は、チケット代金相当額を限度として
賠償する。ただし、天災による損害の場合は、賠償責任を負わないものとする。

（催し物の中止）

第8条 甲が乙の委託により販売したチケットの催し物が、乙の都合により中止または延期になった場合は、
乙の責任において、購入者に対し代金を返還するものとする。この場合、甲はいかなる賠償責任をも負わない。

（疑義の解決）

第9条 この契約の履行について疑義を生じた場合、またはこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、
甲・乙両者が協議して定めるものとする。

以上、この契約の締結を証するため契約書を作成し、甲と乙が署名または記名し、甲が原本、乙が原本の写しを所持する
こととする。

年 月 日

甲：住所 〒720-8519

広島県福山市東桜町1番21号

広島県民文化センターふくやま

館長 藤田 明久



乙：住所

団体名

責任者氏名